

セクシュアルマイノリティ(LGBTQ)相談窓口

下記の窓口では、セクシュアルマイノリティでお悩みのご本人はもちろん、家族、友人等からのご相談も受付けています。お気軽にご相談ください。

●大阪弁護士会相談窓口 (弁護士によるLGBTsのための電話相談) (相談料無料)

☎ 06-6364-6251【第4月曜日 16:00～18:00 ※年末年始除。祝日は別日に変更】

●総合生活相談 (人権侵害・就労支援・進路選択支援・生活相談)

泉佐野市内の身近な相談窓口です。

受付: 月曜日～金曜日

人権推進課 (8:45～17:15) ☎ 072-463-1212

南部市民交流センター(9:00～17:00) ☎ 072-466-6464

北部市民交流センター(9:00～17:30) ☎ 072-464-5726

まちの活性課(就労支援のみ)(8:45～17:15) ☎ 072-469-3131

公益社団法人泉佐野市人権協会(9:00～16:30) ☎ 072-458-7444

●いずみさの女性センター

女性のための面接相談【予約制】

☎ 072-463-1212【人権推進課】

(相談日・時間は要問合せ。夜間相談あり。)

女性のための電話相談

☎ 072-469-7402【専用ダイヤル】

毎週水曜日(祝日・第5を除く) 10:00～12:00、13:00～15:00

●大阪府人権相談窓口 (大阪府が一般財団法人大阪府人権協会に委託)

☎ 06-6581-8634

平日相談: 月曜日～金曜日 9:30～17:30

夜間相談: 火曜日 17:30～20:00

休日相談: 毎月第4日曜日 9:30～17:30

●全国共通人権相談ダイヤル (みんなの人権110番) (相談料無料)

☎ 0570-003-110 (最寄りの法務局につながります) (受付: 平日の 8:30～17:15)

泉佐野市役所 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1番1号

☎ 072-463-1212 FAX 072-464-9314

※この冊子は法務省委託事業により作成しています。

改訂版

一回り大きく(これは既に大きくしています)

LGBTQって知っていますか？

LGBTQとは

L =Lesbian 【レズビアン: 女性同性愛者】

G =Gay 【ゲイ: 男性同性愛者】

B =Bisexual 【バイセクシュアル: 両性愛者】

T =Transgender 【トランスジェンダー:
生まれた時の性と、心の性が一致せず
違和感をもつ人】

Q =Questioning 【クエスチョニング:
自分の性のあり方について、「わからない」
「迷っている」「決めたくない」などの人】

Q =Queer 【クイアー: セクシュアルマイノリティ全てを
包括する言葉】

このように変えてください。

泉佐野市役所 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1番1号

☎ 072-463-1212 FAX 072-464-9314

E-mail: jinken@city.izumisano.lg.jp

※この冊子は法務省委託事業により作成しています。

2024.3 8,000

◆多様な性◆

「性のあり方」(セクシュアリティ)は、「男性」「女性」の2通り以上に、もっと多様で複雑なものです。そのなかで、性的少数者にあたる人々のことを、「セクシュアルマイノリティ」と呼びます。

「**LGBTQ**」とは、「セクシュアルマイノリティ」を表す言葉の一つで、様々な性を含めた言葉です。

「**LGBTQ+**」や「**LGBTs**」とは、「LGBTQ」だけではくれない、様々な性を含めた言葉で、A セクシュアル(※1)やパンセクシュアル(※2)などがあります。

(※1) Aは「ア」もしくは「エイ」と読み、性的欲求や恋愛感情を持たない人。

(※2) 全性愛。誰かのことを好きになる時に、相手の性別を問わない人。

◆約10人に1人の割合◆

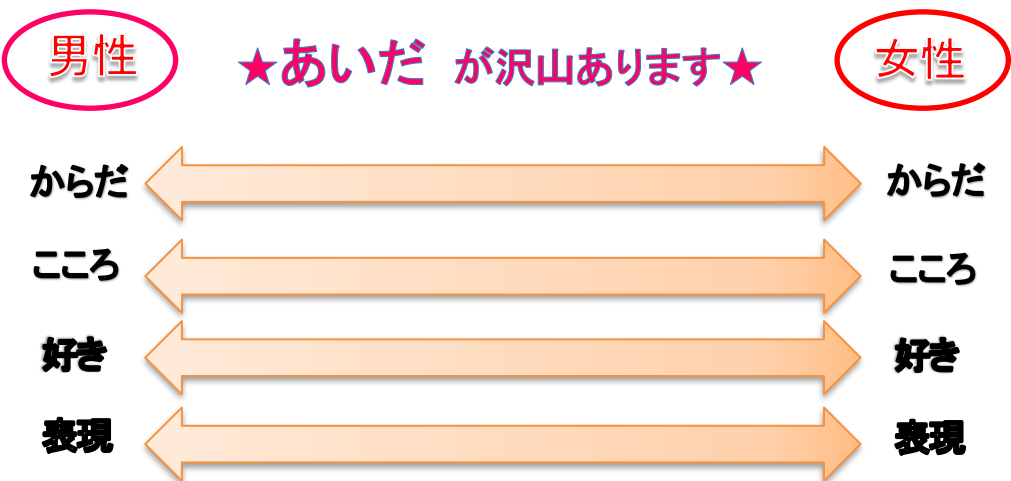
日本で行われた民間の調査によると、LGBTQ+の人は全人口の**約10%**との調査結果があり、これは**10人に1人**の割合になります。性的少数者の人については近年、テレビや新聞等で取り上げられる機会も増えていますが、依然として様々な場面での差別や偏見もあります。

LGBTQの人の中には、「本当のことを言えば、学校や職場でいじめられたり、からかわれたりするのではないか」など、様々な思いから周囲に打ち明けられず苦しい思いをしている人がたくさんいます。

あなたの周りでも「いない」のではなく、「気づいていない」だけかもしれません。皆さんも、この機会にLGBTQを理解し、自分のこととして考えてみませんか？

◆～セクシュアリティは十人十色～◆

いくつかの要素が組み合わさって、セクシュアリティ(多様な性)が存在しています。「男性」「女性」で単純に分けようとしたり、その人の服装、しぐさ、言葉遣いなどで性別を判断したり、固定概念で決めつけたりしてしまうことで、知らず知らずのうちに誰かを傷つけてしまっているかもしれません。



からだの性

(生物学的性)

生まれた時の生物学的な性を示します。
男性と女性の両方の特徴を同時に持つ生まれてくる(※)人もいます。必ずしも男性と女性のどちらかに分けられるわけではありません。

こころの性

(性自認)

自分が自分の性別をどのように認識しているのかを示します。
「からだの性」と「こころの性」が一致せず、自身のからだに違和感を持つ人もいます。

好きになる性

(性的指向)

恋愛対象が男性なのか女性なのかを示します。
異性を好きになる人もいれば、同性を好きになる人もいます。
また、好きになる相手の性別は問わない人もいれば、男性、女性どちらに対しても恋愛感情をあまり抱かないという人もいます。

表現する性

(性別表現)

服装や言葉遣いなどを自分自身がどのように表現したいのかを示します。
からだの性・こころの性と表現する性が同じとは限りません。

(※…性分化疾患といい、性染色体や性腺、内性器、外性器など解剖学的性が先天的に非定型的な状態をいう総称)

ソ ジ SOGI とは「Sexual Orientation Gender Identity」

◆性的指向◆「Sexual Orientation」（セクシュアル オリエンテーション）

性的指向とは、人の恋愛感情や性的関心がどの性別を対象にしているかをいいます。

「ヘテロセクシュアル」…性的指向が、異性に向かう異性愛者

「ホモセクシュアル」……性的指向が、同性に向かう同性愛者

「バイセクシュアル」……性的指向が、男女両方に向かう両性愛者



同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が人々がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

◆性自認◆「Gender Identity」（ジェンダー アイデンティティ）

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。

多くの人は、自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致していますが、この両者が一致しないために違和感を感じたり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むことさえあります（性同一性障害）。そして、こうした人たちが、偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりすることがあります。

平成16年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました（平成20年6月の改正法によって条件を緩和）。

◆性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律【LGBT 理解増進法】

この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性への国民の理解が十分でない現状から、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的にいわゆる理念法として制定され、令和5年6月23日に公布・施行されました。

◆カミングアウト◆とは

「人に知られていない」あるいは「知らせていない」性的指向や性自認を他者に打ち明けることです。

★カミングアウトするかどうかを決めるのは本人です★

カミングアウトは、当事者にとって、こころの負担が大きいものです。いつ、誰に、どのように打ち明けるかは、本人が決めることです。周囲がそれを強要したり、必要以上に詮索したりするようなことは、やめましょう。

★身近な人からカミングアウトされたら…★

もしあなたの家族、友人などから LGBTQ であることを打ち明けられたら？

- ➡ あなたが「信頼されている」ということなので、誠実に向き合しましょう。
- 話してくれたことに、「ありがとう」と感謝の気持ちを伝えましょう。
- 打ち明けられた時に感じた疑問や気持ちを素直に伝えましょう。
- 「困ったことがあれば言ってね」など、支える姿勢を伝えましょう。
- これまでに打ち明けた範囲を確認すると同時に、誰に伝えていいのかを確認しましょう。

◆アウティング◆とは

本人の了解を得ずに、その人の性自認や性的指向を他者に暴露することです。

★勝手に話さない★

あなたに打ち明けてくれたからといって、共通の知人にも話してよいとは限りません。それにより自殺などの痛ましい事件が起きているのも事実です。決して本人の了解なしに、他人には話さないようにしましょう。

★決めつけない★

自分のセクシュアリティを決められるのは自分だけです。「勘違いじゃないの？」などと否定したり、「レズビアンってこうなのよね」など、イメージだけで勝手に決めつけたりしないようにしましょう。型にはめようとせず、ありのままの相手を受け入れましょう。

◆アライ(Ally※)◆とは「性的少数者の理解者・支援者」のことをいいます。

(※英語の Alliance (同盟・提携) が語源)

★アライになろう★

当事者に共感し、寄り添いたいと思うアライの存在は、「この人なら自分のことを分かってくれる」という安心感を与えます。

泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

◆泉佐野市では◆

誰もが互いに人格や多様性を認め合い、大切なパートナーや家族と共に暮らすことができるまちの実現をめざし、令和6(2024)年1月1日からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しています。

◆パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは◆

法律上の婚姻関係ではありませんが、一方または双方が性的少数者であるお二人が同居し、共同生活においてお互いを人生のパートナーとし、家族として対等な立場で責任をもって協力することを約束した関係にあること。また、パートナーであるお二人および同居する未成年の子(実子または養子)または親が家族として生活する関係にあることを市に宣誓し、市が宣誓を証明する制度です。

◆どのような人が対象になるのですか？◆

次のすべての要件を満たしている方です。

- (1) 成年に達していること
- (2) 市内在住であること、または転入を予定していること
- (3) 配偶者がいないこと
- (4) 当事者以外の方とパートナーシップ・ファミリーシップ関係にないこと
- (5) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと
- (6) (ファミリーシップの場合) 未成年の子または親と同居・同一生計であること

◆宣誓手続きの流れ◆

①宣誓日の予約

宣誓を希望する日の1週間前までに人権推進課へご連絡ください。

②パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

パートナーとお二人で市役所までお越しいただき、宣誓書を記入し、必要書類と併せて提出してください。

③宣誓書受領証の交付(即日交付)

宣誓の要件を満たしていることが確認できましたら、宣誓書受領証を即日交付します。

宣誓書受領証見本(カードの大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルです)

表面	裏面
 パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証 第 号 泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する 要綱第5条の規定に基づき、宣誓書を受領したことを証明します。 (本人) 年 月 日生 様 (パートナー) 年 月 日生 様 年 月 日 泉佐野市長 印	この宣誓書受領証の提示を受けられた方へ 当市では、全ての市民の多様な個性を尊重し、自分らしく安心して暮らしていける社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓制度を導入しています。この制度により、パートナーや家族として互いを支え合える関係がより強く築かれます。 【通称名を使用している場合の戸籍上の氏名】 (本人) 年 月 日生 様 (パートナー) 年 月 日生 様 【ファミリーシップの誓約者の氏名等】 年 月 日生 様 年 月 日生 様 【緊急連絡先(自他記載)】 泉佐野市人権推進課

◆宣誓書受領証の提示で利用できるサービス◆

①市営住宅の入居申込み

パートナーシップ関係にあるお二人で市営住宅の入居申込が可能です。(ただし、他に収入等の入居要件がありますので、詳しくは建築住宅課までお問合せください。)

②泉佐野市犯罪被害者等見舞金支給

犯罪被害に遭われ亡くなられた市民の遺族の方に対し、遺族見舞金の支給請求をすることができます。(ただし、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族には、別の条例等に定めるところによる順位を定めていますので、詳しくは人権推進課までお問合せください。)

◆詳細な手続き方法や必要書類などは、市のホームページをご覧ください。

泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度



泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

